

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	大船渡市

大船渡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大船渡市農林水産部農林課
所 在 地 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
電 話 番 号 0192-27-3111 (内線 353)
F A X 番 号 0192-27-3378
メールアドレス ofu_nourin@city.ofunato.iwate.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下「シカ」という。）、イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル（以下「サル」という。）、タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ、スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岩手県大船渡市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積等	金額
シカ	稲	34a	457 千円
	豆類	13a	28 千円
	果樹	59a	257 千円
	飼料作物	90a	751 千円
	野菜	99a	1,443 千円
	いも類	23a	563 千円
	その他	0 a	10 千円
	小計	318a	3,509 千円
イノシシ	稲	83a	713 千円
	野菜	11a	144 千円
	いも類	47a	631 千円
	小計	141a	1,488 千円
ハクビシン	果樹	25a	126 千円
	野菜	30a	1,118 千円
	いも類	3 a	70 千円
	小計	58a	1,314 千円
ツキノワグマ	果樹	7 a	436 千円
	小計	7 a	436 千円
カモシカ	野菜	15a	66 千円
	小計	15a	66 千円
サル	果樹	12a	53 千円
	野菜	43a	1,075 千円
	いも類	8 a	143 千円
	その他	10a	120 千円
	小計	73a	1,391 千円

タヌキ、ネズミ、 モグラ、アナグマ	稲	1 a	9 千円
	野菜	20a	175 千円
	いも類	3 a	85 千円
	小計	24a	269 千円
スズメ、カラス、 カルガモ、ムク ドリ、ヒヨドリ、 キジ	稲	11a	142 千円
	豆類	0 a	2 千円
	果樹	4 a	62 千円
	野菜	33a	532 千円
	いも類	4 a	28 千円
	小計	52a	766 千円
カワウ	被害報告なし		
合 計		688a	9, 239 千円

(2) 被害の傾向

○シカ

生息域は、市内全域であり、農作物被害のほか、車との衝突事故の被害がある。

令和7年度の農作物被害は、面積で 318a、金額で 3,509 千円であった。被害は、未だ高い水準で推移しており、年間を通して断続的に被害が発生している。

○イノシシ

令和5年度以降、市内全域において急激に農作物被害が拡大しており、加えて、市内各所での出没も増加していることから、今後のさらなる被害拡大が懸念される。

○ハクビシン

生息域は、市内全域であり、農作物被害に加え生活環境被害（屋根裏等に棲みつき、糞尿で建物を汚損）が発生している。

○ツキノワグマ

シカ等に比べ、農作物被害は少ないものの、近年は主に春から初冬にかけて、人の日常生活圏での目撃が増加しているほか、人身被害も発生している。

また、過去には民家や倉庫への侵入も発生している。

○カモシカ

市内全域で農作物被害が確認されている。

○サル

古くから五葉山に生息していたが、近年、日頃市町の集落付近を中心に頻繁に出没しており、農作物の被害が確認されている。

集落に依存して生活していることがうかがえ、さらなる被害拡大が懸念される。

○タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ

被害額は少額であるが、市内全域で農作物被害が発生している。

○スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ 市内全域で農作物被害や生活環境被害が発生している。
○カワウ 近年の被害報告はないが、漁業権が設定されている河川において、過去に内水面魚類の被害が発生した。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
シカ	318a	3,509 千円	222a	2,456 千円
イノシシ	141a	1,488 千円	98a	1,041 千円
ハクビシン	58a	1,314 千円	40a	919 千円
ツキノワグマ	7 a	436 千円	4 a	305 千円
カモシカ	15a	66 千円	10a	46 千円
サル	73a	1,391 千円	51a	973 千円
タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ	24a	269 千円	16a	188 千円
スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ	52a	766 千円	36a	536 千円
カワウ	0 a	0 千円	0 a	0 千円
合計	688a	9,239 千円	477a	6,464 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○シカ有害捕獲事業 【事業主体】 大船渡市 【事業内容】 農林業被害の軽減を図るため、大船渡市鳥獣被害対策実施隊（以下、実施隊という。）による有害捕獲を実施し、年間約 1,200 頭のシカを捕獲した。 捕獲頭数 令和5年度 1,259 頭 令和6年度 1,240 頭 令和7年度 1,161 頭	○実施隊員の高齢化により、担い手の確保と育成が急務となっている。 ○集落に棲みついているニホンザルや出没が急増しているイノシシの被害拡大防止ために迅速な対応と体制整備を実施する必要がある。

	○有害鳥獣一斉パトロール 【事業主体】 大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 捕獲時の実施隊員同士の連携を強化し、効果的な有害捕獲を図るため、市内のパトロール及び捕獲を実施した。 令和５年度 未実施 令和６年度 １回実施 令和７年度 ２回実施 ○意欲ある狩猟者支援事業費補助金 【事業主体】 大船渡市 【事業内容】 実施隊員の活動経費の一部及び新規狩猟者の狩猟免許取得費用の一部を補助した。 ・新規隊員補助件数 令和５年度 ２件 令和６年度 ２件 令和７年度 ０件 ・既存隊員補助件数 令和５年度 ５１件 令和６年度 ５１件 令和７年度 ０件 ○地域住民によるハクビシン等の捕獲活動 【事業主体】 大船渡市 【事業内容】 農作物被害や生活環境被害を受けている住民へ捕獲許可証の発行と箱わなの貸し出しを実施した。 ・貸出件数及び捕獲頭数 令和５年度 ２６件（９頭） 令和６年度 １７件（７頭） 令和７年度 ３１件（２０頭）	
--	---	--

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	○シカ等防護網普及 【事業主体】 大船渡市 【事業内容】 シカ等による農作物被害を 軽減するため、被害を受けて いる市内の農業者に対し、防 護網（1反：H＝2m、W＝50 m）購入費用の約2／3を助 成し、配布した。 なお、防護網の管理につい ては農業者個々で対応。 ・配布反数及び配布者数 令和5年度 119反（79人） 令和6年度 74反（45人） 令和7年度 85反（51人） ○電気柵等の設置 【事業主体】 大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 シカ等の被害を受けている ほ場に電気柵を設置した。 また、サルの被害を受けて いるほ場には電気柵とワイヤ ーメッシュを組み合わせた複 合柵を設置した実績がある。 ・設置延長 令和5年度 1,556m ○電気柵等資材購入支援事業費 補助金 【事業主体】 大船渡市 【事業内容】 電気柵等を自ら購入する農 業者等に経費の2分の1（上 限10万円）を補助した。 ・補助件数 令和5年度 3件 令和6年度 6件 令和7年度 12件	○農業者及び農業関係機関か ら、野生動物等の被害を軽減 するための事業の拡大を求め られている。 ○事業効果を高める侵入防止柵 の設置方法の検討が必要であ る。 ○イノシシに対して効果的な電 気柵の設置手法をさらに普及 促進する必要がある。
--	---	---

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	○集落ぐるみの鳥獣被害対策検討会 【事業主体】 大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 地域関係者が一体となった被害対策を行うため、地域ぐるみでの鳥獣被害対策検討会の実施。 ※令和５年度～令和７年度においては未実施。 ○放任果樹の伐採 【事業主体】 大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 集落へ有害鳥獣を誘因する放任果樹（柿の木）の伐採を実施した。 ・伐採本数 令和５年度 48 本 令和６年度 30 本 令和７年度 10 本 ○動物位置情報システムの活用 【事業主体】 大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 集落に依存しているサル個体群にGPSを装着し、生息域の調査を行ったほか、位置情報を利用して住民による追い払いを実施した。 ○イノシシ対策勉強会 【事業主体】 大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 市内で農作物被害や出没が急増しているイノシシ対策に関する正しい知識を得るため、農家を対象にしてイノシシ対策勉強会を実施した。	○農業者以外の住民の鳥獣被害対策への関心を高め、地域ぐるみで対策を実施する必要がある。 ○人身被害に発展し得るツキノワグマの人の日常生活圏での出没防止のために、放任果樹の伐採を推進する必要がある。
--	--	--

(5) 今後の取組方針

大船渡市鳥獣被害対策実施隊を中心に、行政、住民、関係機関、団体等が、これまで以上に連携を強化し、より効果的な対策を講じていくために、従来の有害捕獲等の取り組みに加え、被害防除や生息環境管理など、地域の実情に応じた、総合的かつ効果的な被害防止対策事業に取り組み、さらなる被害防止対策の推進と普及啓発に努めていく。

- ①対象鳥獣の捕獲
- ②地域ぐるみの被害防除の推進
- ③防除対策の推進
- ④新たな捕獲の担い手の確保・育成
- ⑤ＩＣＴを活用した総合的な鳥獣被害対策

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を中心に、効果的な捕獲を実施する。有害捕獲業務ではライフル銃での捕獲効果も高いことから、ライフル銃の所持についても推進する。
- 有害鳥獣の生息状況及び被害状況を把握し、捕獲等の被害対策を講じる。
- 地域住民に対し、鳥獣被害に関する情報提供を行いながら、農作物を自衛するという意識啓発を図っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	シカイノシシ	○生息状況や被害状況等の情報収集 ○パトロールや追払いの実施 ○被害防止に関する知識・意識の向上 ○新規狩猟者の確保・育成支援 ○捕獲従事者の負担軽減に資するＩＣＴの導入の検討（新たな被害防除設備）
	ハクビシン	○生息状況や被害状況等の情報収集 ○箱わなの貸与による積極的な捕獲の推進 ○捕獲従事者の負担軽減に資するＩＣＴの導入の検討（新たな被害防除設備）
	ツキノワグマ	○生息状況や被害状況等の情報収集 ○パトロールや追払いの実施 ○被害防止に関する知識・意識の向上 ○捕獲従事者の負担軽減に資するＩＣＴの導入の検討（新たな被害防除設備）

カモシカ、タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ、スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、カワウ	○生息状況や被害状況等の情報収集 ○捕獲従事者の負担軽減に資するＩＣＴの導入の検討（新たな被害防除設備）
サル	○生息状況や被害状況等の情報収集 ○実施隊による追い上げ、追払いの実施 ○行動域の拡大を防ぐ方法の検討 ○捕獲従事者の負担軽減に資するＩＣＴの導入の検討（新たな被害防除設備）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・シカについては、岩手県の調査によると、平成 30 年度秋時点の県内における個体数が 10.7 万頭と推定されており、早急に生息数の減少に必要な捕獲数を確保する必要があることから、前年度の捕獲実績や農林業被害状況調査等を踏まえたうえで、岩手県の第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づいた捕獲目標を設定する（当面、年間 2 万 5 千以上捕獲が必要とのこと）。 ・イノシシについては、市内において農作物被害や出没が急増している状況を鑑み、積極的な捕獲を推進する。 ・ツキノワグマ、サルについては、保護対象であることを考慮しつつも、危険個体、加害個体については積極的な捕獲を推進する。 ・ハクビシンについては、これまでの捕獲実績と、被害状況を踏まえた上で、積極的な捕獲を推進する。 ・ハクビシン以外の小動物、スズメ等の鳥類は、これまでの捕獲実績や被害状況調査を踏まえた上で、適宜捕獲に対応する。 ・カモシカについては、被害を効果的に防止するため県の捕獲許可に基づく最小限の捕獲とし、市単独では捕獲計画数を設定しない。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
シカ、イノシシ	上限頭数無し		

ハクビシン	100 頭/年間（捕獲者 1 人あたり）
スズメ、カラス類、	200 羽/年間（捕獲者 1 人あたり）
カルガモ、キジバト ヒヨドリ	50 羽/年間（捕獲者 1 人あたり）
タヌキ、ネズミ、モ グラ、キツネ、アナ グマ、ムクドリ、キ ジ、カワウ、ツキノ ワグマ、カモシカ、 サル	設定しない

捕獲等の取組内容
銃器及びわなによる有害捕獲の実施 予定時期 3 月～8 月 場所 大船渡市内

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性 侵入防止柵の設置、わなや銃器を使用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にもシカの被害は依然として広範囲にわたり、イノシシによる被害も急速に拡大している。 また、当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息しており、散弾銃のみの有害捕獲では至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気取られて逃げられる場合がある。 そのため、射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となる。また、射撃精度も上がるため、半矢を防止し、捕獲率を向上させることができる。 <参考> 大船渡市鳥獣被害対策実施隊員 54 名（令和 8 年 4 月 1 日現在） うちライフル銃所持人数 23 名 ○取組内容 シカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：3 月～8 月 捕獲予定箇所：大船渡市内 ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃及び箱わなによる捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ、イノシシ、ツキノワグマ等	防護網 4,250m 電気柵 3,000m	防護網 4,250m 電気柵 3,000m	防護網 4,250m 電気柵 3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ等	○農業者自身による定期的な侵入防止柵の保守点検 ○追払いの花火の活用による自衛対策の強化 ○動物位置情報システムを活用した効率的な追い払いの実施 ○大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲の実施		

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

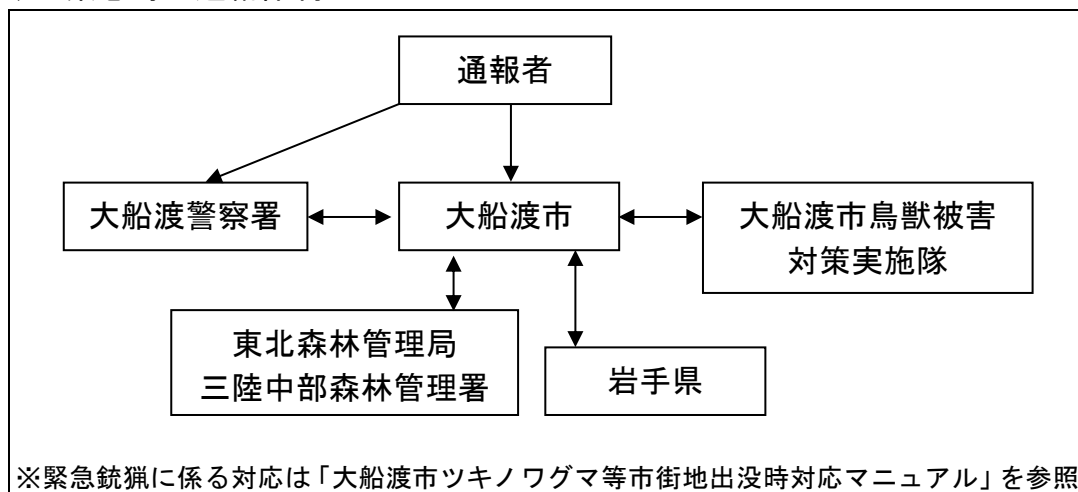
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シカ等	○集落ぐるみによる被害防止対策の推進 ○被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 ○放任果樹の除去
令和9年度	シカ等	○集落ぐるみによる被害防止対策の推進 ○被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 ○放任果樹の除去
令和10年度	シカ等	○集落ぐるみによる被害防止対策の推進 ○被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 ○放任果樹の除去

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県	関係機関との連絡調整、捕獲許可
大船渡市	関係機関との連絡調整、注意喚起、捕獲許可、緊急銃猟の実施
大船渡市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲
大船渡警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
東北森林管理局三陸中部森林管理署	関係機関との連絡調整、注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ等の大型動物は、各実施隊員が捕獲現場から所定の解体場所に運搬し、解体処理後、一般廃棄物としてゴミ処理施設（大船渡市環境衛生組合）に運搬し、岩手沿岸南部クリーンセンターで焼却処分する。

また、ハクビシン等の小動物や鳥類は、捕獲後速やかにゴミ処理施設（大船渡市環境衛生組合）に運搬し、岩手沿岸南部クリーンセンターで焼却処分する。

なお、平成 20 年度より、三陸ふるさと振興株式会社に対し、シカ肉の商品開発及び加工品等の製造に係る研究開発のためのシカ肉を提供していたが、東日本大震災の影響により、原子力対策本部から県内で捕獲されたシカ肉の出荷制限の指示が出されたことから、平成 24 年度からシカ肉の提供を中止している。今後、出荷制限が解除された場合におけるシカ肉の提供については未定である。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力対策本部から出荷規制の指示があるため、食肉としての利用は慎重に検討する。
ペットフード	原子力対策本部から出荷規制の指示があるため、食肉としての利用は慎重に検討する。
皮革	民間事業者等から希望がある場合には、有害捕獲事業に支障のないことを条件に利用を検討する。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学研究等）	民間事業者等から希望がある場合には、有害捕獲事業に支障のないことを条件に利用を検討する。

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大船渡市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大船渡市	○農業被害調査の実施 ○被害対策事業の企画、立案、事業実施 及び関係団体との連絡調整等の庶務 ○会計処理等
大船渡市農業協同組合	○被害対策に係る指導、助言 ○農業被害調査に係る調査協力 ○被害農家等に対する広報、啓発活動等

気仙地方森林組合	○被害対策に係る指導、助言 ○林業被害調査に係る調査協力 ○被害林家等に対する広報、啓発活動等
大船渡猟友会	○対象鳥獣の捕獲 ○被害対策に係る指導、助言、協力等
三陸ふるさと振興株式会社	○被害対策に係る指導、助言、協力等
沿岸広域振興局 大船渡保健福祉環境センター 大船渡農林振興センター	○被害対策に係る指導、助言 ○農林業被害調査に係る調査協力 ○被害農林家等に対する広報、啓発活動 ○鳥獣保護管理行政に係る指導、助言等
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	○被害対策に係る指導、助言 ○林業被害調査に係る調査協力 ○鳥獣保護管理行政に係る指導、助言等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大船渡地域鳥獣被害防止 現地対策チーム	○地域における野生鳥獣被害の把握 ○地域における被害防止対策の促進 ○被害防止技術の実証及び普及
岩手大学	○集落ぐるみにおける被害対策に係る指導、助言、協力等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○平成26年4月設立。隊員数54名（令和8年4月1日現在） 捕獲（シカ、イノシシ、ツキノワグマ、鳥類等）、追払い（ニホンザル等）、交通事故や網がかりによる個体処理対応、市内一斉パトロール等を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

シカ、ハクビシン、サル等について、他の地域個体群との生態的比較検討を進めるとともに、効果的な捕獲方法等の情報交換などを通じて、被害地域間の連携強化を図る。 また、鳥獣被害対策実施隊の構成や規模、活動内容についても被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

当市の実施隊員は、新規狩猟者が増加しているものの、高齢化等の影響により、捕獲頭数の多いベテランの狩猟者が減少している状況にある。

加えて、農作物被害の発生面積及び被害額は、ほぼ横ばいで推移しているが、依然として予断を許さない状況が続いている。

このため、今後も新たな捕獲の担い手育成をはじめとした支援策を継続的に実施していく必要がある。

また、新たな対象鳥獣の出現や出没状況の変化等により、現行計画が実情にそぐわないと判断される場合は、関係機関と協議の上、適宜計画の見直しを行い、より効果的な被害防止策の推進に努めるほか、集落ぐるみによる鳥獣被害対策を継続して実施するとともに、住民一人ひとりの自己防衛の意識の高揚を図る。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対応に関する事項

(2) 緊急時の連絡体制（緊急銃猟時）

※「大船渡市ツキノワグマ等市街地出没時対応マニュアル」

